

住宅改修について

○制度の説明

- ・介護保険法では、加齢に伴う心身の変化や疾病等により、日常生活上の介護や療養上の医療等が必要となった方の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。
- ・その中でも、住宅改修は住み慣れた地域で、自立支援に根ざした自分らしい生活を続けていくために住環境を整えるという、非常に大切なサービスです。

○対象者

- ・申請時に有効な要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者
- ※支給の可否は、着工時の要介護度区分の有無により判断します。

○住宅改修の種類

- (1)手すりの取付け
- (2)段差の解消
- (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4)引き戸等への扉の取替え
- (5)洋式便器等への便器の取替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※付帯工事のみを行う場合は非該当

○申請

- ・施工前に必要書類を添えて申請し、その改修内容が承認された場合、住宅改修の対象工事として認められます。
 - ・完成後も領収証などの必要書類の提出が必要です。
- ※申請前に着工した場合や、申請に無い改修は対象外です。

○支給限度基準額

- ・20万円
- ・ひとり生涯20万円までですが、要介護状態区分が重くなったとき(3段階上昇時)、また、転居した場合は再度20万円まで支給限度基準額が設定されます。
- ・同一住宅を複数の対象者が住宅改修を行う場合、それぞれの改修箇所が重ならないよう注意が必要です。重なる恐れがある場合は、事前にどなたか1人の改修箇所として設定してから申請してください。

○自己負担

- ・住宅改修を行った場合、20万円を上限として支払った金額の1割から3割のいずれかの自己負担で改修を行うことができます。

○支給方法

- ・対象者が改修費用を施工業者に一旦全額支払って、完成後に自己負担を除いた分を対象者に支給する「償還払」か、対象者が施工業者に自己負担のみを支払い、完成後に残りの改修費用を直接施工業者に支給する「受領委任払」があります。

※最後に、以下の項目を申請前に必ず確認してください。

①改修内容は適切ですか。

- ・寝たきりでも「手すりの設置や便器の取替えが必要」など、つじつまが合わない改修はできません。自立支援に根ざした、在宅生活の改善を目指した改修でなければなりません。
- ・将来的に要介護度が悪化するかもしれないと予想し、その状態に合わせた改修はできません。現在の生活の改善を目的としています。
- ・対象者、担当ケアマネジャー、施工業者などの関係者で入念な打ち合わせを行い、納得した上で申請してください。

②見積価格は適正ですか。また、改修資金の準備はできていますか。

- ・介護保険財政が逼迫しているため、できる限り1社だけではなく、複数の施工業者に見積りを取るなどして、適正な価格で申請願います。
- ・改修費用を一旦全額支払った後に個人負担分以外が戻る「償還払」か、改修費用の個人負担分のみを支払うだけの「受領委任払」かを決めてから申請してください。

③支給限度基準額の残額はありますか。

- ・過去に同一住宅で住宅改修を行ったことがある場合は、支給限度基準額の残りがあるか確認が必要です。不明な場合は、市担当者までお問い合わせください。

④現在入院・入所中ですか。

- ・退院や退所後のために改修を行う場合、対象者の身体状況により退院等が未定又は延期した際は、償還払ができなくなることがあります。特に対象者の体調が急変したり、工期が長くなりそうな改修については、十分注意してください。また、着工許可から数ヶ月経つようであれば、市担当者へ報告願います。

⑤住宅の所有者は改修に納得していますか。

- 住宅の所有者の承諾がない場合、住宅改修の着工許可が出せませんので、申請前に所有者に対して改修内容を十分ご説明し、ご納得の上申請してください。

⑥給付制限を受けていませんか。

- 介護保険料の未納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払による支給が受けられません。償還払についても、未納が解消されるまで支給されなかったり、個人負担が改修費用の3割又は4割負担となりますので、介護保険料は適正に納付してください。